

# 「食品安全対策モニター」の登録のお願い



情報提供希望者として、毎年アンケート調査等にご協力いただいている皆様へ

「食品安全対策モニター」の登録のご案内をさせていただきます。

食品安全に関するご意見をより多くの皆様からいただき、県施策に反映させていただきたいと考えておりますので、是非登録していただきますようお願いいたします。

?

## 情報提供希望者と食品安全対策モニターって何が違うの？

過去に県の事業に参加いただいた方で、情報の提供を希望された方を「情報提供希望者」としております。食品安全対策モニターになると、下記のようなイベント等に参加いただけます。



【シンポジウムの様子】

## 「食品安全対策モニター」に登録すると…

### 1 食品の安全に関する各種イベントに参加できます。

- 食品安全対策モニター研修会等の案内をお送りします。
  - ・モニター研修会では、食品の表示の見方や活用方法などをお知らせします。実際に商品を見ながら楽しく研修するなどし、日々のお買い物などに役立つこと間違いなしです！
- 食品の安全に関する「シンポジウム(※)」の案内をお送りします。(※一般の方も参加いただけます。)
  - ・毎年テーマをかえて実施しています。令和5年度は「輸入食品」についてでした。今年は「食品添加物」についてです。講師の先生と参加者のみなさまとの意見交換も行われ、直接食品の安全についての疑問を講師の先生に質問ができるチャンスです！岐阜県の取組みを知ることできますよ！

### 2 食品や食品の安全性に関する疑問点、要望や意見等をお伝えいただけます。

- 県から送付するアンケート調査にご回答ください。
  - ・最大で年2回、食品安全確保等に関するアンケート調査を行います。返信用封筒を添えて送付します。この機会に、食品の安全に関する自身のお考えをご記入ください。
- 疑問点、要望や意見等をお申し出ください。
  - ・電話やFAX、電子メール等お気づきになったときに、お申し出ください。



## 食品安全対策モニターQ&A

Q：いつまでの登録となるのですか？

A：登録日から4年を過ぎて最初に来る3月31日(4～5年間)が登録期限です。

Q：途中で辞めたいときはどうしたらいいですか？

A：電話等でご連絡いただければ、いつでも辞めることができます。ご連絡をいただいた場合は、登録を解除し、岐阜県個人情報保護条例に基づき、お名前等の個人情報も適正に削除します。

**FAX 058-278-2627**

**【お問い合わせ先】**

岐阜県生活衛生課食品安全推進室食品安全対策係

TEL 058-272-8284

e-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

## 「食品安全対策モニター」登録申込書

登録を希望される方は、氏名、住所、電話番号などを記載してください。

(ふりがな) 氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス (持っている人のみ)	

Q: 食品安全対策モニターに登録したら何をしなければならないの？

A: 登録してから、義務的に行わなければならないことは何也没有せん！  
全て可能な範囲でご協力を願う事項ばかりです。お願いしたい事項は次のとおりです。

- ① アンケート調査への協力
  - ・最大で年2回
- ② 疑問点、要望や意見等の申出
- ③ お友達等へのクチコミ

※年に1回、食品安全対策モニターの皆様を対象に、食品安全に関する研修会を実施しています。その際は、ご自宅に案内が届きます。

